

地方独立行政法人長野県立病院機構中期目標の変更に 関する意見について

1 趣旨

「長野県の看護人材養成に係る検討会」の意見を踏まえ、県立木曾看護専門学校（2年課程）を閉校し、平成 26 年度から新たに地方独立行政法人長野県立病院機構（以下、「県立病院機構」という。）を運営主体をとする 3 年課程を開設することになった。

このため、現在の中期目標（平成 22 年度～平成 26 年度）を変更し、看護師養成所の運営を指示するにあたり、地方独立行政法人法に基づき、あらかじめ評価委員会の意見を聴くものである。

2 変更の内容

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 25 条第 1 項の規定により、地方独立行政法人長野県立病院機構中期目標の一部を次のように変更する。

第 2 の 4 に次のように加える。

(3) 「看護師養成所の運営」

地域医療を担う看護師の育成及び確保を図るため、看護師養成所の運営を行うこと。

（別紙 1 新旧対照表 参照）

3 県立病院機構への学校運営移行の理由

- (1) 県のへき地医療を担う県立病院（木曾、阿南）の看護師確保の強化
- (2) 地方独立行政法人の経営の自由度を活かした学校運営
- (3) 県立病院の医療機能（へき地医療、高度専門医療等）を活用した教育機能の充実

4 変更期日

平成 25 年 4 月 1 日（予定）

5 変更手続スケジュールについて（別紙 2 参照）

<根拠条文>

○ 設立団体の長は、3 年以上 5 年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

【地方独立行政法人法第 25 条第 1 項】

○ 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

【地方独立行政法人法第 25 条第 3 項】

新旧対照表

(別紙1)

○地方独立行政法人長野県立病院機構中期目標

改正案	現 行
<p>前文</p> <p>本県の県立病院は、地域の要請を受けながら整備が進められ、現在では須坂、駒ヶ根、阿南、木曾、こどもの5病院が、県の医療政策を担う病院として、地域医療や高度・専門医療を提供している。</p> <p>(中略)</p> <p>県は、ここに次の項目を基本とする中期目標を、地方独立行政法人長野県立病院機構(以下「病院機構」という。)に示すものであるが、病院機構は常に県民への責任を認識し、法令遵守はもとより高い倫理観に支えられた組織として、その責務を全うするとともに、従来の行政機関としては発揮し得なかった、柔軟かつ自由な発想のもとに、効果的な業務運営に取り組むことにより、県立病院として求められる公的使命を積極的に果たしていくことを望むものである。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 人材の育成・確保に努めるとともに、医療に関する調査・研究を行い、県内医療水準の向上に寄与すること。</p> <p>5 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 人材の育成・確保と県内医療水準の向上への貢献</p> <p>(1) 研修体制と医療従事者確保対策の充実 (略)</p> <p>(2) 医療に関する調査及び研究 (略)</p> <p>(3) <u>看護師養成所の運営</u> <u>地域医療を担う看護師の育成及び確保を図るため、看護師養成所の運営を行うこと。</u></p> <p>第3～第5 (略)</p>	<p>前文</p> <p>本県の県立病院は、地域の要請を受けながら整備が進められ、現在では須坂、駒ヶ根、阿南、木曾、こどもの5病院が、県の医療政策を担う病院として、地域医療や高度・専門医療を提供している。</p> <p>(中略)</p> <p>県は、ここに次の項目を基本とする中期目標を、地方独立行政法人長野県立病院機構(以下「病院機構」という。)に示すものであるが、病院機構は常に県民への責任を認識し、法令遵守はもとより高い倫理観に支えられた組織として、その責務を全うするとともに、従来の行政機関としては発揮し得なかった、柔軟かつ自由な発想のもとに、効果的な業務運営に取り組むことにより、県立病院として求められる公的使命を積極的に果たしていくことを望むものである。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 人材の育成・確保に努めるとともに、医療に関する調査・研究を行い、県内医療水準の向上に寄与すること。</p> <p>5 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 人材の育成・確保と県内医療水準の向上への貢献</p> <p>(1) 研修体制と医療従事者確保対策の充実 (略)</p> <p>(2) 医療に関する調査及び研究 (略)</p> <p>第3～第5 (略)</p>

新木曾看護専門学校(仮称)開設に伴う変更手続スケジュール予定

年度	中期目標	中期計画	定 款	その他
平成 24 年度	<p>中期目標変更案の決定 <知事> (平成25年1月)</p> <p>↓</p> <p>評価委員会の意見聴取 (平成25年2月)</p> <p>↓</p> <p>中期目標変更議案提出 <知事> (平成25年3月)</p> <p>↓</p> <p>議会の議決</p>			
平成 25 年度	<p>(平成25年4月)</p> <p>↓</p> <p>中期目標の変更(指示) <知事→機構></p>	<p>(平成25年4月)</p> <p>↓</p> <p>中期計画の作成(変更) <機構></p> <p>↓</p> <p>(平成26年1月)</p> <p>↓</p> <p>中期計画変更の認可申請 <機構→知事></p> <p>↓</p> <p>(平成26年1月)</p> <p>↓</p> <p>評価委員会の意見聴取</p> <p>↓</p> <p>(平成26年2月)</p> <p>↓</p> <p>中期計画変更議案提出 <知事></p> <p>↓</p> <p>(平成26年3月)</p> <p>↓</p> <p>議会の議決</p> <p>↓</p> <p>(平成26年3月)</p> <p>↓</p> <p>中期計画変更の認可 <知事→機構></p>	<p>(平成25年6月)</p> <p>↓</p> <p>定款変更の認可申請 <機構→知事></p> <p>↓</p> <p>(平成25年6月)</p> <p>↓</p> <p>定款変更議案提出 <知事></p> <p>↓</p> <p>(平成25年7月)</p> <p>↓</p> <p>議会の議決</p> <p>↓</p> <p>(平成25年7月)</p> <p>↓</p> <p>総務大臣へ変更認可申請 <知事></p> <p>↓</p> <p>(平成25年9月見込)</p> <p>↓</p> <p>定款変更認可 <総務省></p> <p>↓</p> <p><知事></p> <p>↓</p> <p><機構></p> <p>(平成26年10月頃)</p> <p>↓</p> <p>定款変更登記</p>	<p>(平成25年6月)</p> <p>↓</p> <p>長野県看護専門学校条例 改正案提出 <木曾看護専門学校(2年課程) 平成27年3月閉校予定></p> <p>(平成25年6月)</p> <p>↓</p> <p>専修学校の設置認可申請 (知事) <平成25年12月頃認可見込></p> <p>(平成25年7月)</p> <p>↓</p> <p>看護師養成所の設置指定申請 (厚生労働省) <平成25年12月頃指定見込></p>
平成 26 年度	新木曾看護専門学校(仮称)開校(4月)			